

学 事 第 1 2 1 号
令和 2 年 4 月 2 8 日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた私立学校の
臨時休業の延長及び延長期間中の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言を受け、県内各学校に対して令和 2 年 5 月 6 日までの臨時休業を要請いたしましたが、本県の新型コロナウイルスの感染状況は、依然として増加傾向にあり予断を許さない状況が続いております。

現時点では、国の緊急事態宣言の継続あるいは解除について明確になっておりませんが、大型連休を迎えるため、県としては一日も早く児童・生徒、保護者及び学校関係者に対して、今後の方針を示すことが必要と考えます。

このため、県立学校に対しては、休業期間を延長し、令和 2 年 5 月 3 1 日（日）までとするなど必要な措置を講じることとしました。また市町村立学校についても、各市町村教育委員会に対して同様に必要な措置を講じるよう要請しました。

本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、私立学校におかれましても、令和 2 年 5 月 3 1 日（日）まで臨時休業にするなど必要な措置を講じるよう要請いたします。

なお、今後の国の動向等により変更がある場合には、改めて通知します。

〈参考〉第 13 回新型コロナウイルス対策本部会議資料

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/documents/200428-0702.pdf>

総務部学事課
高等学校担当
電話 048-830-2558